

第十二部

(五八五)

第一回 参議院鉱工業委員会 會議録第二十二号

付託事件

- 石炭生産確保に関する陳情(第二百一十一号)
- 自轉車の價格改訂に関する陳情(第三十四号)
- 石炭増産運動に関する陳情(第四百四号)
- 炭鉱國家管理反対に関する陳情(第四百七号)
- 炭鉱國家管理に關する陳情(第四百十四号)
- 炭鉱國家管理反対に関する陳情(第四百八十三号)
- 石炭政策審議會設置に関する陳情(第四百九十五号)
- 炭鉱國家管理反対に関する陳情(第四百九十九号)
- 炭鉱國家管理に關する陳情(第五百二十六号)
- 臨時石炭業管理法(内閣提出、衆議院送付)
- 亜炭増産に関する請願(第二百七十一号)
- 配炭公團を即時廢止することに關する請願(第二百八十四号)
- 石炭生産増出補償金支拂促進に関する陳情(第二百七十九号)
- 配炭公團法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 亜炭増産に関する陳情(第四百六号)
- 釜石製鉄所鉄鋼一貫作業再開促進に関する請願(第三百七十九号)
- 生産合作社法制定に関する陳情(第四百四十七号)

炭鉱國家管理反対に関する陳情(第四百八十号)

東北地方鉄鋼業振興に関する請願(第四百二十四号)

炭鉱國家管理反対に関する陳情(第五百六十四号)

炭鉱民主化に関する陳情(第五百十九号)

製鐵用燃料割当に関する請願(第五百五十二号)

野鍛冶業用燃料増配に関する請願(第五百六十一号)

釜石製鉄所鉄鋼一貫作業再開促進に関する請願(第五百七十三号)

北海道における家庭用多用燃料の價格に関する陳情(第六百三十三号)

昭和二十二年十一月二十九日(土曜日)午後二時三十分開会

本日の會議に付した事件

臨時石炭業管理法

委員(稲垣平太郎君) それではこれより本日の委員会を開会いたします。お手許に配つてあります衆議院の鉱工業委員会の審議の要録であります。これは石炭廳でメモ式にとりになりましたものでありますので、速記録ではございませんから、従つて内容的に責任を持つわけにも行かないのではないかとさうに存じます。ただ御参考までにお手許に配付いたして置きましたよう次第であります。そのお含みで御覽を願いたいと思ひます。

それではこれより昨日に引続きまして

修正案をこめた一般の質疑を續行いたしますと存じます。

佐伯四郎君 私は石炭の實際の仕事を知つておるものではないのでありますが、私は常に疑問を懷いておることは、いろいろの法規に規定せられたるものが、それが実施せられないで、ただ空文に終るような場合を非常に私は残念に思つておるのであります。今度この法案を新しく拜見いたしました。それで私のお伺ひいたしたいことは、この前も大臣は増産の責任は大に持つておられる。そこで私のお伺ひいたしたいのは、直接の機關として地方石炭局、それから管理者、事業主、及び労組という四つのものが現場に生産をするものと一應考えていいのです。増産の観点から見て、この機關に對してどういふふうなウエイトを置かれておりますか。その点を大變むづかし過ぎますれば、パーセンテージでお知らせを願ひたいと思ひますが、それがむづかしいければウエイトをどういふ順序に置いておるといふことを一應お伺ひしてお答えを得たいと思ひます。

國務大臣(水谷長三郎君) 只今の御質問になか／＼お答えするのにもづかしい問題でございますが、その四つの中、重さにおいてそれが一番生産増強のために重いかといふことは、これはなか／＼答へにくいのではないと思ひます。それ／＼の職能におきまして、それ／＼の働きにおきまして皆それぞれ働きをするのでありますから、例えは石炭局なら石炭局の働きと、

現場管理者の働き、或いは又管理委員会の働き、或いは又石炭廳の働き、皆それ／＼獨特の働きがあります。その中で、同じ働きをやるのでありません。従つてそれが一番重いといふことは、これはなか／＼言ひにくいのではないかと存じております。

佐伯四郎君 私は生産というやうなものをやりますときに、その中心がなければうまく強力に実行できないというものが私共の實際のものの考え方なんでしょう。多く機關があります。か分らない。自然にどこに責任があるのか分らない。そういうことは、即ち強力なる経営をやるといふことができないということ。私共はいつも考えております。只今この／＼ファンクションはございまして、凡そ重点はどこにあるかといふことは一應概論でもよろしうございましてから御説明を願ひたい。には行かないのであります。

國務大臣(水谷長三郎君) 私の考えはやはりやまの中心は現場管理者、このように考へております。又例えは九州なら九州地区の第一線責任は石炭局、中央におきましてはやはり商工大臣がその責任を持つという工合に考へております。更に又そのやまの責任はつきりしておりますので、やはりそれは企業を通しての現場管理者の責任というふうな御了承願ひたいと思ひます。

佐伯四郎君 現場といはしますと

現場管理者の働き、或いは又管理委員会の働き、或いは又石炭廳の働き、皆それ／＼獨特の働きがあります。その中で、同じ働きをやるのでありません。従つてそれが一番重いといふことは、これはなか／＼言ひにくいのではないかと存じております。

佐伯四郎君 私は生産というやうなものをやりますときに、その中心がなければうまく強力に実行できないというものが私共の實際のものの考え方なんでしょう。多く機關があります。か分らない。自然にどこに責任があるのか分らない。そういうことは、即ち強力なる経営をやるといふことができないということ。私共はいつも考えております。只今この／＼ファンクションはございまして、凡そ重点はどこにあるかといふことは一應概論でもよろしうございましてから御説明を願ひたい。には行かないのであります。

國務大臣(水谷長三郎君) 私の考えはやはりやまの中心は現場管理者、このように考へております。又例えは九州なら九州地区の第一線責任は石炭局、中央におきましてはやはり商工大臣がその責任を持つという工合に考へております。更に又そのやまの責任はつきりしておりますので、やはりそれは企業を通しての現場管理者の責任というふうな御了承願ひたいと思ひます。

佐伯四郎君 現場といはしますと

管理委員ということに大体解していいように思ひますが、現場の管理者が仕事をいたしますことにつきまして、理窟と實際と違ひまして實際の行くところを私は想像しておるのであります。この管理者の仕事はいたします場合に、非常に恐れることは、昔は事業主の命令のみによつて動き得たものが、いろいろ法規をさつと拜見して見ますと、地方石炭局長及び労働組合の方と事業主という三つのものからしてその命令を受けなければならぬというやうな事情に立到るやうに考へます。昔の管理者と違ひまして非常に仕事やりにくい、あちらの命令、こちらの命令といふふうな参ります。すべてのものが生産協議会といふものを……すべてじゃない、或る部分は経なければならぬといふので、管理者が非常にむづかしいと思ひますが、その点どういふ御意見をお持ちでありますか。

國務大臣(水谷長三郎君) 大体私の考へによりましてこれからの企業といふものは財閥が解体されまして、本社といふものは大体現場の方に行く。従つて只今御指摘の現場管理者といふものの相当部分は、いわゆる社長というやうな人が兼ねられるのではないかと、このように考へております。併しその兼ねられない場合におきまして、只今四方八方から命令が来るということですが、今度の修正案によつては企業を通して現場管理者に命令が行くので

ありますが、命令は一本である。一つのルートを流れて行くので、そのルートは二本も三本もないというように一つ御了承願いたいと思います。それから更に労働組合との関係ですが、これは成るほど昔のように、労働組合の組織がなかつた時代と、労働組合が勢力に発達した時代とにおきまして、経営の運営という点にしましては相当変わつて来ると思いますが、併しこれは時の流れの然らしむところでありまして、卓にこの法案によつて、そういうことが起るものではないと思ひます。従つて運用の面におきましては、私はその現場管理者の相当の部分の社長という方が兼ねられるというやうなことになるのであり、更に兼ねられない場合において、企業を通して一本の流れに流れて行くのでございませうが故に只今佐伯さんが言われましたやうな御心配はないじやないか、このやうに考へております。

○佐伯四郎君 私の今までの僅かな経験によりまして、ここに局長さんとそれから事業主、管理者、労組とございまして、只今のやうな昨日も仰しやつた沢庵をやる金もないというやうな非常に金のない、又資材のない時代でありますので、これを見ますのに非常に力を事業主としてはいたしておるわけですが、実際いろいろなことが得るのがむづかしいので、私もどういふ機構になるか存じませんが、恐らくは局長さんを通じて資材及び資金というやうなものがいろいろ御鞭撻願ふことと思ひますが、そういういたしますと、私はこの四つの中で最も強力になるものは私は地方局長だろうと思ひます。私は法規のみではなく、實際上資

材、資金を持つておる方に力、中心が行くのではないかと私は思ひますが、そういう点について如何ですか。

○國務大臣(水谷長三郎君) その点でございしますが、成る程石炭局長というものに相当の権限のあることもこれは佐伯さんが仰しやつた通りであります。併し私はその点をば、今御指摘の御心配のないやうに石炭局長を民間人にして、石炭局の過半数を又民間人をなすときには、地方炭鉱管理委員会に諮つてやるという工合になつておるのであります。その局長がいわゆる戦争当時のやうな官僚善によりまして企業に御迷惑をかけるというやうなことはないと思ひます。

○佐伯四郎君 私は仮りに今仰しやつたやうに、民間より人をお採りになるといふことが、現在のところ民主化しておるかという問題につきまして、私は非常な点において疑問を有しておる。というところは、民間人が一度政府に入りまして、或いはそれに似たものに入りまして、或いは甚だ面白くない傾向を帯びて来て、より以上悪い、私に言わして頂きますが、官僚の悪いところを持ち来ると私は考へておるのではありませんが、今の石炭局長というところに参りまして、その局長さんがやはり政府のお方であるならば、どうしてそれが又商工省の方の石炭局長の本省の方からいろいろ命令が参りますので、私の考へるところではやはりその命令が一番強くなる、他の声は小さくて、やはり本省からの命令、それを局長が受ければ非常に強くなる。そういういたしますと、私が恐れますことは、そこにやはり官儀式のカラが非常に強

くそこに残るといふことを私は心配するのでございしますが、やはりそういうやうなことの御心配は商工大臣として如何ですか。

○國務大臣(水谷長三郎君) 佐伯さんの御心配は前に業界の麒麟児である小林さんが單身商工省に乗り出して落第記を書かれたといふこともございませう。それはあのときは官僚の中に單身乗り込んだといふことであります。が、今度は石炭局の構成の過半数をこれまで官吏も何もやつたことのない民間人でやるということになります。更に又上からの命令と申されますが、今度の、いわゆる地方炭鉱管理委員会というものは、これは大體常置機関でありまして、絶えずその炭鉱管理委員会との制約を局長は受けてはならぬので、私は上からの命令よりも石炭局長といたしましては地方炭鉱管理委員会というものの制約と言ひます。協力を受けるのが非常に多くなつて思ひます。そういう点から申しまして、これまで一、二の例を頭に描かれまして御心配になることは私は今度のこの法案においてははないのではないかと、このやうに考へております。

○佐伯四郎君 今の御説明によりまして、そういう官僚化することがないといふやうに承りましたが、私はその点をもう少し言わして頂きますと、從來の我が國の経済政策と申しますか、商工省と申しますか、そこでおやりになる政治は経済というものを言わばチェックすることの方にはいけれども、これを眞にプロモートしてそれを非常に盛んなものにする。或いは特権を持つていて、その特権によつての力をお用いになるといふことはあります

が、本當に事業をやつて行くといふことにつきましては私は今までの、これは政府官僚の方を悪いとか良いとかいうことやおやしませんで、我が國のそういう政府といふものは、そういう仕事をすることができない態になつておつたと考へて、私は今後の経済を改善しての政府の頭は根本的に変えないといふやうな行かないといふことを私は考へておりますが、そういう点において商工大臣の御意見はどういうふうになりますか。

○國務大臣(水谷長三郎君) その点も今度私生れて初めて官吏といふか、なになになりましたので、やはりあなたと同じやうにこれはずつと民間人で来ておりましたから、考へは別に変つておらないと思ひますが、そういういふやうな現在の経済官廳といふものの民主化と申します。そういうものに對する一つの試金石となるのが今度の私は石炭局の構成であらうと思ひます。これまでいろいろ日本に官吏機構といふものがございましたが、法文の上におきまして、その構成分子の過半数をば民間人でやらなくてはならないといふことを法文で謳ひましたのは今度が初めてではないかと思ひます。このやうな過半数を民間人に入れて、尙且つ官僚機構になるとか、或いは官僚の弊害に陥るといふことを御心配になるのば、攻撃される官僚が悪いのか、それとも又官僚を攻撃される民間人に自信と氣魄があるのかないのか、どちらかだと私は疑わねばならないのではないかと思ひます。そういう意味におきまして私は今度の石炭局の構成というものは只今の佐伯さんが投げられま

したところの問題に對して一つの解決を與えるものでありまして、そういう意味におきまして私はこの石炭局の運用といふものに對して多大の期待を持つと共に、又心から民間人の協力をば期待する次第でございませう。

○佐伯四郎君 もう一つお伺ひしたいのでありますが、石炭局長といふものができまして、相当局長さんが仮りに非常に下僚に對して背持つたやうに非常な力を持つておるかどうか、昨今新聞紙上に見ますと、非常に下の方の人の勢いが、或いは労組その他の事情によつて強くなつたのであります。が、石炭局長のごとき、そういうものが、そういうやうなことに傾わされて非常に下僚の方に力が非常に強くなるといつたやうな方の傾向は、これは一般的にも言えることであります。が、そういう御心配は余りこれからございせんか。

○國務大臣(水谷長三郎君) その点まあ心配といへば、單に石炭局長だけではないに一般の企業における同じことではあります。が、そういう点に關しましては、我々といひましては一刻も早くできるだけ健全なる労働組合といふものを育成して参りまして、本當に経営者は労働組合の立場を認め、労働組合は又経営者の立場を認めることの経済の民主化といふものを推進したいといふ工合に考へております。

○佐伯四郎君 労組のことではあります。が、今度の石炭の國家管理に對して、私も若干は労働問題について關係を持つておりましたのですが、見ますといふと、いろいろ大臣から、非常に燃え上る力によつて國管希望者が多いといふことを承つたのであります。私は

う。私は法規のみではなく、実際上質

こにやはり官儀式のカラーが非常に強

をお用いになるということはあります

うものは只今の佐伯さんが投げられま

うことを承つたのでありますが、私は

突際問題としてそういうことを考える
お方というのは、その中に極めて少い
人であつて、大部分の方は、それだけ
にはなつておらん、要するに労働組合
というものがまだ民主化しておらん故
に、僅かの煽動者といふ、指導
者といふ、そのお方の意見のみ
によつて動いておるといふので、これ
が全般的にいうと統計が示されてお
ります、私共常識的に見ますと、ど
うもまだ全部が本當に必要を感じて立
ち上つたというふうには言えないのであ
ります、その点において石炭の労働
組合民主化の程度はどのくらいにお考
えになつておられますか。非常に進んで
おるのでございませうか、私共の考へて
おりますようなことは、極く一部であ
るかどうかというふうなことは如何な
ものでございませうか。そのこととこ
ろの御意見はどうですか。

○國務大臣(水谷長三郎) 成程こ
れは石炭の労働組合だけではない、日
本全般的の労働組合といふものは終戦直
後は非常に行き過ぎであるとか、そう
いふ傾向もなきにしもあらずでござ
いまして、月日の経つに従ひまして、
段々自己反省、自己批判といふものが
強くなつて参つたのでありまして、そ
ういふ点におきまして、私は今後の労
働組合民主化、労働組合の健全化とい
うことに關しましては非常に多くの希
望と期待を持つておる次第であるの
でございませう。

○佐伯四郎 只今までいろいろお
伺ひいたしました要點は、先に申し上げ
ましたように、この現場の基礎が四つ
ある。この四つのものの本當の中心が
どこにあるかという、その強さという
ものが私は増産の一番鍵になるのじや

ないかというふうな考えますので、お
伺ひしたいのであります。私の考へま
すことは、恐らくや各炭鉱の、運
つた事情であつて、どれ一つ同じ事情
のみによつて、無論或る通りです一つ
の大きな原則がございませうとして、
個々の事情は非常に違ふと思つて、あ
りすが取りに一つの物指しでこうい
うものを持つて行きますと、先にお伺
したような、できればパーセンテージ
で出してこれといふことはできないと
しても、私はこの四つの基礎がうまく
調和して、強みに動くといふことにお
いて、非常に、私共の考へが間違つて
おるか知れませんが、どうももうまく行
かないのじやないかといふことを私は
危惧する者であります。そういう御心
配はなさつておいでになるのでありま
すか。如何でございませうか。

○國務大臣(水谷長三郎) 今あなた
の御指摘のような心配がございませう
なれば、こういう法案を出さないのでござ
いませうが、そういう心配は全然ないも
のと考へまして、こういう法案を出した
ような次第でございませう。只今私の考
へを率直に申し上げて頂ければ、
やはりの法案を中心にしたとして、
現場管理者といふのがやまの中心
と成つて、生産の増強に連進される
といふことが一番結構であらうと思つ
ております。

○佐伯四郎 今度は外の問題であ
りますが、中央及び地方の鉱業委員
の機構でございませうが、ここには学識
経験主だった事業主、労働組合の方、
事業者といふものを集めて審議して、
その結果を得ることになつておるよう
であります、私はこういういろいろ
のお方がここに集まりまして、そして

一つのいわゆる決定にまで来るという
ことにつきて、意見の違つた場合
には極めてこの決定がむづかしく時
かかるじやないかと思ひますが、そ
ういふ点においての御心配はありませ
んですか。

○國務大臣(水谷長三郎) その点は
會議のこととて、意見の違つた場合
の時間がかかると思ひますが、併しこ
ういふ場合においての方面からの方
の意見を徴しまして、その結論を得た
その結論といふものは非常に權威のあ
るものでございませうが、私は一人
の人の独断といふよりも、こういう形
式を経て納得された、いわゆるやり方
といふものが、本當に生産の増強にな
るといふ工合に考へておる次第でござ
いませう。

○佐伯四郎 私はこういう機構を
通して決定いたしましたものは、非常
に確かなものだといふことについて
は、私は全く同感でございませうが、併
しなからこの事業をやつておる者から
見ますと、これが迅速に決定しなけ
ればならぬといふことを、非常に私
も要望いたしておりますが、そういう
点におきまして、商工大臣が前に申述
べておられました現場の四つのこと
と、又この委員会を以ておやりになる
場合に、迅速果敢といふことが無論迅
速といふことが脱けるじやないかと心
配しております。この点如何でござい
ませう。

○國務大臣(水谷長三郎) その点に
關しましては原案では二十七條、二十
八條、二十九條といふようなことで現
場の即決主義を認められた條文があつた
のでございませうが、いろいろな關係で
それが削除されましたので、新しい

修正案の二十五條に「指定炭鉱の事業
主は、業務計画の実施に關し、命令の
定めるところにより、必要な権限を炭
鉱管理者に委任しなければならぬ。」
といふことになりまして、一旦決まり
ました方針といふものは現場において
着々時を移さずに行つて行けるような
仕組を考へておる次第でございませう。
言葉を換へて申しますならば、基本方
針を決めるには相當の或いは日時がか
かるかも知れませんが、併し決まりまし
たその方針に基いて、現場のいわゆる
仕事の運び方といふものは、できるだ
け現場管理者を中心にしたとして、
着々実行に移されるという体制に持
つて行きたい、このように考へておりま
す。

○佐伯四郎 問題は今度は變えま
してお伺ひしたいものでありますが、
民間におきましてはいつも私どもが幾
に思つておられますことは、商工大臣
の他大臣のお方がいろいろと仰しや
つたことが、お辭めになるとどこかへ消
えていつてしまふと、それでその責任
をどうしてつて頂けるのかといふこ
とについて、非常に私どもは残念に思
つたのであります。そこでどういふこ
とをお伺ひして見たいと思つてあり
ますが、今度の國管案が通つて実施
されたそのときに極めてよく運行し
て、そうして増産ができれば、これは
全くこの上ない結構なこと、又さ
う希望しておるものでありますが、併し
仮りにこれが甚だまずい結果になりま
して、實際の増産にもならぬといふよ
うなことができた場合、その責任
はこの國會、この法案を通した國會と
いふものにあるのか、或いは當時の内
閣にあるのか、或いはその内閣を形成

しておりました社会党なり、民主黨な
り。國民協同黨にありや、或いは又そ
ういふ議員さんを選出した人にあるや
と、こゝろに於いて非常に考へさせられ
ておるのであります。で若しもうかう
いふことが、法律上から何かこれが責任
を明快にすることができませうならお
えを願ひしたいと思います。

○國務大臣(水谷長三郎) これは只
今仰せの通りであります、なんと
申しましてこの法案が通過いたしま
した點においては、全責任は商工大臣
が負ふべきものと考へております。そ
れは言ふまでもなく法律上の責任では
ございませうが、政治上並びに社會上
の大きな責任を負ふてはならない
と思ひます。従つて私は自分の政治的
生命に賭けまして、この法案通過の
點は石炭増強に連進したいといふ熱意
に燃えておる次第でございませう。

○佐伯四郎 只今商工大臣の御決
意を承つて、まず、私共もよく思
うのであります、國會といふものが
どういふふうな動くべきものか、或
いはどうかといふような点の一つは知
りたいのでありますが、如何でござい
ませうか。

○國務大臣(水谷長三郎) 勿論この
法案の生れて来る過程におきまし
て、國會がこれに参画される限りにお
いて、或いは責任があるといふ議論も
湧くかどうかわかりませんが、苟くも
き上りましたところの法律をば、實
際に運用するところの責任者は商工大
臣でありますから、この法案通過の點
における石炭増強の問題に關しまして
は、全部の責任は商工大臣が負ふべき
でありまして、國會に對してはなんら

の御迷惑はかけません。

○佐伯四郎君 只今商工大臣が責任をお持ちになるということは、まあたびたび伺う点であります。今私の申し上げたようにこれがうまく行きませんときには社会党が、或いは民主党が、国民協同党がこれの責任を負うというふうに行き方と私は思うのであります。その点の御意見は如何ですか。

○國務大臣(水谷長三郎君) その点はまあ社会党、民主党、国民協同党の責任でございますが、一番やはり大きな責任を負わねばならぬのは社会党であると思つております。従つて私は商工大臣として、更に又社会党の幹部として二重、三重の責任を感じるものであります。

○佐伯四郎君 そこで又一つ伺ひたいのであります。来年の四月一日から実行されて、三ヶ年の間これを施行されるように承つておりますが、若しこれから先に内閣が迷りますこともございまして、そうした場合にはその次に来るべきものはどこであるか存じませんが、仮りにそれが基だこれに熱意を有しないというふうなパターでございまして、それがうまく行かないというふうなときに考えるべきことはどういふことが起るとお考えになりますか。

○國務大臣(水谷長三郎君) 只今の御質問の狙いとされることはどこであるか、ちよつと私も了解に苦しむのでございまして、勿論この原案の第六十九條はこの法律の有効期間は三年とする。但し、その期間満了の際における経済事情より特に必要があるときには、これを延長することができる」と

いうことになつておりますので、いわゆる三ヶ年後にこの法律が延長されるか、或いは又それで打切りになるかというところは、そのときの経済上その他の諸般の事情を斟酌して國會が決定すべきものであります。併しながらこの法規に規定された三年間というものは、これは内閣が変へようとするまいと、これは石炭の生産増強というものは日本経済危機打開の大きな態度であるのであります。これはそのまゝ續けて行くと思ひます。現に私ごときも石炭三千万トンというところは前内閣に決められたこととございまして、我々はその三千万トンというものをできるだけ達成するという具合に努力してゐるのでございまして。今日の石炭の生産増強というものはこれはいかなる党、いかなる内閣に對してしましても、至上命令として止まるものでございまして、故に、少くともこの法案の有効期間の間は、この法案を中心にして石炭の生産増強というものに邁進せねばならぬものであると考へておる次第であります。

○佐伯四郎君 よくこういふことが言われるのであります。前内閣の決めたことだから今度の内閣は責任を持たないといふことはないのであります。非常な熱意を持たないといふやうなことがありとすれば、これは甚だ面白くないと存じますが、そういう点においてのお考えはどういふものでございましてようか。

○國務大臣(水谷長三郎君) 私は人のことは知りませんが、石炭三千万トン達成のためには前のいかなる商工大臣よりも私は大いに熱意を持つておる。従つて前の内閣が立てられた方針にお

いても、それ以上に熱意を以て邁進しておるという工合に御了解を願ひたいと思ひます。

○佐伯四郎君 私がこれまで質問いたしました趣旨は、最初に申し上げましたように余りに沢山のこころの機関がございまして、又責任が分らなくなるというところにおいて、私は一番心配している。御質問したわけでありまして、一應私の質問はこれで終ります。

○委員長(稻垣平太郎君) 最初に私失念いたしました。御紹介するのを忘れましたが、橋上委員が御病氣で飲工業委員を御辭任に相成りましたので、岩木哲夫君が代りに常任委員になりましたので、御紹介申します。

○岩木哲夫君 岩木でございます。どうぞよろしく。(拍手)

○委員長(稻垣平太郎君) それでは質問を御執行願ひます。どなたか御質問ありませんか。

○平岡三三君 政府は元帥の書翰に即應いたしまして、石炭増産対策要綱をお立てになり、又資金面におきましても、炭鉱特別運轉資金融資要綱を決定いたしました。増産を企圖いたされておるわけでありまして、にも拘らず政府は更に本國家管理法案の通過を要望せられておるのであります。即ち石炭増産対策要綱も、國家管理法案も大臣の言を借りますれば、共にこれは増産の方式とんであります。併しながら兩者の根本的差異はどこにあるかと申しますれば、即ち國家管理の方式を採るか採らないかの根本的の差異なんでありまして、そこで本法案が、衆議院におきましては二ヶ月に亘りまして審議され、且つ本會議におきましてあ

うな混乱を呈したのは、私の考へ方では、この炭鉱の國家管理によつて眞に増産ができるかできないかということに疑問であるために、結局あつたやうな行き方になつたのだらうと、この推察するのであります。私も亦甚だ失礼な言葉でありましても、ここにいらつしやる多くの委員の諸君におきましても、眞に國家管理が増産になるかならんかということについては、非常な疑問を持つていらつしやるのだらうと私は思つておるのであります。

そこで私は前回二回に亘りまして、大臣に、この國家管理によりまして全國の炭鉱がどれだけの増産を企圖せられるかといふ具體的な数字をお伺ひいたしたいと申しましたら、その数字は出て来ないといふ、こういうお話でありました。然らば北海道の一つの美唄なら美唄といふ特定の炭鉱を因えて、こゝで國家管理を行つた場合に、どれだけの増産ができるか。具體的な数字を一つお伺ひしたいと申しましたら、これも大体できないやうな接配でございまして、結局さういたしますと、私はこゝで具體的な数字の要求はいたしません。ただ併し、本當に國家管理が増産をきたすかききたさないかといふことは、我々どうしても知りたいのであります。そこで大臣その他政府の委員にお伺ひいたしたのであります。國管によつてなせ労働能率が上昇するか。或いはその他今日増産の隘路となつておりますところの各條項を掲げまして、さうしてこれによつて國管は増産を期待することができるといふことを、是非とも今日の増産の隘路の各項目毎に、國管による増産の理由を一つプリントにでも書いて配付を願へます

れば、よりよく分ると思ふのであります。よく新聞紙上でも常にこのことは謳われておりますが、私等も是非この國家管理が眞に増産の糧となるのだという確信が若しありますれば、これは我々は今日の國家の現状をいたしますれば、若しそれが確信でき得られれば、満場一致で可決せられる問題であらうと思ふのであります。一つさういふうな増産の隘路の項目別ごと増産ができるのだといふことを、プリントにでも刷つて我々に配付ができるかできないかを一つお伺ひいたしたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) その点に關しまして、總論的に先ずお答へいたしまして、さうして平岡さんの御意見を聴きたいと思ひます。それは、今般政府が臨時に石炭炭業を管理いたしまして、増産を達成しようといふのは、次の理由に基くものであります。第一に石炭の増産及び生産に關する計画が、國家の要請に應じた國家計画の性格を有するものでありますと共に、生産現場の事情に應じた計画たらしめるものとすることとございまして。現在石炭の生産に關する從來の一般方式を見ますれば、その方式は、石炭の直接の機能と責任とをすべて企業者に一任いたしまして、政府は資材、資金等の統制によりまして、側面よりこれを援助するに止まりまして、政府みずから直接に石炭の生産に關與いたしまして、強力にこれを推進するといふものではなかつたのでございまして。これがために、石炭の生産に關する實際の措置がすべて石炭企業者の意思と能力とに左右せられて、政府の意圖が確實

は、これを延長することができる。」と

従つて前の内閣が立てられた方針にお

され、且つ本会議におきましてあのよ

プリントにでも書いて配付を願えます

左右せられまして、政府の意図が確実

に生産の現場に徹底実施せられること
は保障されなかつたのでございませう。

半面政府におきまして、石炭生産に
関する詳細徹底した実地把握をなすこ
とができませう。生産計画、資金計画、
資材計画等、現実に即し適正且つ具体
的に確立することが困難でございまし
て、その実行につきましても、必ずし
も関係者の全面的協力を得ることがで
きず、その間に不円滑を生ずることを
免れなかつたのでございませう。ここ
におきまして、政府は石炭増産に關する
資材、資金等の従来の諸施策を一層強
化実施するの初めでございますが、

右に述べたような従来の方式のみで
は、根本的に不十分であると認めまし
て、これより一歩前進し、政府が直接
に石炭の増産に關し、石炭生産の現
場を把握し、これに對しまして、積極
的に必要な統制を加へ、政府の企圖す
るところが、直ちに現場に實施されて
いくことによりまして、石炭の増産を
図らんとすることを決意するに至つた
次第であります。

これによりまして、大体次のことが
可能になると思ひます。第一には、
石炭生産に關する政府の実地把握が
確に詳細になすことができます。その
結果、政府は確實な基礎に基きまして、
適正な生産計画、資材計画、資金計画
その他の計画の實施を強力に推進する
こともできることとなると思ひます。

従来は不確実なる資料に依存いた
しまして、推定によつて計画を策定す
る場合もありまして、実情と違つたこ
ともしばしば起されたのでございま
す。第二には、石炭の生産に關する政
府の意図が、増産第一主義によりまし

て、確実に生産の現場において實施す
ることができるようでございます。第三
には、政府の定めるもの／＼の計画と
炭鉱における業務計画とが、直接に連
繫いたしまして、相互に遊離離断を來
すことがない。その結果、政府も炭鉱
も統一した計画に基きまして、一致
した努力をなすことができると思ひま
す。第四には、政府の定める計画の基
礎に、企業の経営者も労働者も参加し
て、企業は、これらの者の意見も尊重
せられるので、計画は、おのづから公正
になり、且つ計画の實施に對するこれ
らの者の責任意識を喚起することがで
きると思ひます。第五には、石炭

の生産に密接なる關連を持つ事業部門
の協力を得る途を開きまして、所要資
材の現物化、設備の修理建設、貨物の
輸送等につきまして、強力なる措置を
講ずることができるようでございます。

その次に我々が問題といたしますの
は、従業者の経営参加によりまして、そ
の生産意欲を向上することございま
す。石炭産業は、一般の工業部門と異
なりまして、その生産要素としての勞
働力の占める割合は極めて大でありま
して、生産実績は労働意欲の如何によ
つて決定的に左右されると言つても、
決して言ひ過ぎではないと思ひます。

終戦後労働者の大量離山によりまして
生産が崩壊した事例は、未だ我々の腦
裡に生々しい記憶でございませうが、そ
の後、労働力労働者不足の措置を講じま
した結果、労働力としては約四十万を越
え、戦前の水準を凌駕する状態となつ
たのでございませう。然るに一月一人当
りの生産量を取つて見ますと、最近は大
体五・五トン程度でございまして、戦
前の約二分の一の水準に沈淪してお

る次第でございませう。これは固より設
備の不十分な稼働状態、熟練坑内夫の
總体的不足、労働者の生活不安等によ
るものと云われねばなりません。率直に
言つて、勤労体制に關係するところな
しとは言ひ難いのであります。即ち戦
時中のとき、強制労働による能率増
進方策は捨てられまして、新たに民主
的な労働關係が生れつつあるのでござ
いませうが、経営者側にも、労働者側
にも、この新しい關係をいかなる具体
的な形に於いて運用すべきかについ
て十分な確信がないといふことが、勞
働不安を齎らし、能率低下に至る原因
の一をなすものと考えております。増
産の見地から國家管理を行う立場に立
つ限り、労働者の生活不安を除去する
ための諸方策を強力に實施することを
前提といたしまして、炭鉱の生産現場
における労働關係の生産を轉つての新
しい制度を國家管理方式に織り込む
必要があると思ひます。経営者と勞
働者とは互いにその立場を生かしなが
ら納得く生産計画を設定し、その
實施について積極的に責任を以て協力
する組織を設定いたしまして、これに
よつて勤労大衆の過度的な不安と能率
低下を克服する必要があると思ひま
す。管理法案におきましては、生産協
議会に重要な地位を與へてゐるのはか
ような要請に應えようとするものでご
ざいませう。その次に問題になりますの
は、石炭産業の行政及び経営の民主化
を図ることでございます。すでに述べ
ましたように、石炭増産のための諸施
策の實施は、國民の犠牲の上に行われ
るものでございまして、石炭増産のた
めにこそ國民の耐乏生活における希望
が棄かるのでございませうが故に、石炭

増産のために豊富な知識経験を有する
人事は野に一個の遺賢なく行政上その
知識を活用せらるべく又その縦横の才
能を經營上の制約なく發揮せられるべ
く、従来の行政上の慣例又は個々の企
業の利害關係はすべて國民的感覚にお
いて合理的に調整されなければならな
いのであります。このためには、先づ
行政と經營との關係におきましては、
監督するものと、監督を受けるものと
が直接的に對立している状態が捨てら
れねばならぬ。石炭の生産に關する技
術労働管理をそれ／＼の面における民間
企業のエキスパートが生産行政に溶け
込むよう措置すると共に、従来のよう
な形式的な委員会制度と異り、經濟民
主化のための実のある組織の設定を考
慮しなければなりません。管理法案に
おける石炭局の人的構成と中央と地方
における管理委員會の組織はこの必要
に添ふものである。又企業内容の關係
におきましては、企業がその經理上の
不安乃至將來の危険負担を恐れ、生
産増強について意識的無意識に制約を
與へるようになり、生産現場である炭
といたしまして、生産現場である炭
がその経営者によつて推薦され、従業
者によつて支持せられる人物を中心
に生産第一主義によつて運営されること
を保障しなければなりません。管理法
案におきまして、このことは指定炭
における炭鉱管理者の選任及びその職
務に關する規定として相当、誠細に示
されております。世上、ともすればこ
れを企業形態の改革であるというよう
なことを言う人がありますが、法案は
いわゆる中央の本社に業務計画の決定
権を認め、この枠による現場の日常業
務を現場行政機構と、炭鉱管理者に委

ねようとするものでございまして、現
実に即した生産の弾力性ある運営を求
める以外に他意はないのでございま
す。以上述べた通りでございますが、只
今平岡委員が申されたこのいわゆる
國家管理法案によつて何故増産がで
きるかといふことに対して總論的に御
答へした所以であると思ひます。

○平岡三三三 大臣がながながと御
親切な答弁であります。要するにこ
の長い御説明をコンデンスしますれ
ば、結局炭鉱の実態を把握して、そ
うしてそれに應じて適切な手を打つ
だ、これによつて増産が可能である、
こういうふうに私は考へるのでありま
す。大体この國管法案なくともあな
たのその実態把握の理想が今日遂げら
れるのであります。又遂げなければな
らないのであります。何故かと申しま
すれば、優先的に資金、資材を炭鉱に
導入いたしてある以上は、何ら國管法
がなくとも、これを監督して、その監
査の結果、政府が監督指導するのが当
然であるのであります。殊に炭業法の
第十二條の二を見ましても十分それ
は達せられる規定になつておるのであ
ります。即ち「主務大臣及炭山監督局長
ハ炭業権者ニ對シ炭業ニ關シ必要ナル
報告ヲ爲サシメ、又ハ該官吏ヲシテ
事業場、事務所其ノ他必要ナル場所ニ
臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他
ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得」この
法案は、結局監督になつております。
監督以上の臨檢をすることができるよう
だ、検査もできるのだ、こういうよう
なきいつい條文になつております。そ
こでこの國家管理法案よりもこの炭業法
の方が実態把握にはより以上十分な規
定が設けられております。このことは

第十二部 鐵工業委員會會議第二十二号 昭和二十二年十一月二十九日

【參議院】

五

又鉱業法の第四十七條にも「鉱業権者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鉱業ニ關スル明細表ヲ鉱山監督局長ニ提出スヘシ」といつて命令であります。而も明細表であります。実態把握はこれで十分でありますが、尙且つ重要鉱物増産法を見ますれば、これ又第十七條におきまして非常な意味の規定があります。「政府ハ重要鉱物ヲ目的トスル鉱業権者ニ對シ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得、政府ハ重要鉱物ヲ目的トスル鉱業権者ニ對シ其ノ業務及会社ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ処分ヲ爲スコトヲ得」と書いてあります。私は今大臣の述べられました実態把握によつて適材、適時、適切に資材、資金を導入して、相当増産を企圖するのだということが、何ら國管法案を俟たずに、こういう鉱業法とか、重要鉱物増産法によつて十分目的を達せられるし、且つ又これがなくても当然國家が優先的に資金、資材を他の企業を犠牲にしても、これを行なつておる以上はなすべき義務があると思ふのであります。これについて大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(水谷長三郎君) 只今平岡さんのお述べになりました点は、私の國管法施行に必要とする事実の一つだけをお述べられてお述べになつたこととございまして、先程私が理由を述べました一、二、三の理由は只今御指摘の法案においては達することができないと感じておる次第でございます。

○平岡市三君 その問題は打切りにいたしまして、次に今日石炭増産が遅々として進まないところの一大原因は、労働者の生産意欲が上らないからであると思ふは思ふわけでありまして。労働者の生産意欲は國管によつて上る部の中にはいろいろの考え方がありまして、私は考えられませんが、労働者の幹しようにけれども、大多数の労働者は國管であらうと、現状の経営方式であらうと、要は労働条件の改善をなさなければ、生産意欲は上がらないのだ、こういうことは、我が北海道に二週間炭鉱視察に参りました場合に、殆ど多くの方が申しておるわけでありまして。そこで結局私はこの生産意欲を増加するにはどうしたらよいかというところは、私が申すまでもなく炭佐の改善をするとか、或いは労働用の物資の配給を適正にするとか、或いは勤勞所得税の基礎控除の大幅の引上げをする等、即ち政府の施策に起因するものが非常に多からうと思ふのであります。即ち國管によつては労働能率は上らない。即ちかような政府の施策によつてこそ増産が挙げられるものである。こういうふうに分は信じておるわけなんです。が、これに対して大臣の御答弁をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) その点は私がこれまで繰返しお述べいたしましたように、今あなたが生産増強のための有力なる施策としての根本をなす組織法がこの國管法であるという工合に一つ御了承をお願いしたいと思います。

○平岡市三君 大臣は常に組織法組織法という言葉を使いますが、國管の組織法即ちこれは基本的なものであります。この基本法の下に政令或いは省令が出されて具体的な運用ができるわけでありまして、この組織法即ち基本法が非常に根本的に重要な問題でありますから、私は実際にこれによつて増産ができるかできないかといふことをお聞きいたしておるわけなんです。

そこで次に資金の問題であります。大臣は今日の炭鉱はその資金の大きな額が國家の融資で賄われておる。であるからしてこれは國家管理にすべきが當然であることと始終言われておるのではありません。併しながら経営者は戦時中政府の過渡される政策によつて増産を強制せられております。又終戦後におけるところの政府の價格政策等の拙劣であつたために、この増産能率が著しくして欠損を生じたのであります。私から申しますればこれは経営者の責任でない。却つてこれは政府の責任であると考えなければならぬ。尙これは政府は前決め制の際におきまして、赤字補償をなすということに約束しておるわけでありまして、これがその赤字補償について、これだけで見ますと二十一年の四月から二十二年の六月までの赤字が全体で三十二億九千六百萬以上になつております。ところがその欠損金の中で赤字補償金の支拂われた額はどうかと言いますと、三億九千五百萬ちよつとであります。なぜ政府は早くこの欠損を査定して、なすべき損失補償金の支拂をしないか。大体申せば三分の一だけの内拂をなしておるに過ぎないのであります。にも拘らず今日炭鉱が非常に借入金によつて経営されておる。であるから國家管理をなすべきが當然である。即ち國家資金において運営されておる。こういうようなことを大臣は時々申すのであります。これは拂うべき金を拂うて言ふならいざ知らず、國家の拂うべき金が未拂になつておる。その施策

の悪いために業者が非常に困難をしておる。即ち資金がないために、資材も買えないとか、或いはその他のいろいろの支拂ができないというやうなことで、経営困難になつておるのではなからうかと、こう思ふのであります。何故に政府は迅速に査定をして、支拂うべきものはお支拂いにならないのであります。一つそれをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 只今平岡さんの御指摘の点は、この度の追加予算において全部解決されるべきものと、さうに政府は考えております。

○平岡市三君 一つの御答弁でも、次の予算とか、或いは成るべく早くといふやうなことを申しておりますが、業者といひましては、實際資金が困難であります。これが経営ができません。増産がいかにということ、總括的に申しまして、私は政府の施策が怠慢であり、拙劣であるといふことを指摘したいのであります。

次に資材の問題であります。去る九月三十日付の石炭廳の資材局の昭和二十一年度以降石炭部門主要資材割当入手状況表であります。この石炭廳から頂きました資材の割当入手状況表でございまして、これを拜見いたしますと、ただ割当と入手と、そのパーセンテージだけであります。私等が欲しておりますのは、勿論この二者並びにその比率でありますけれども、需要量がどういふやうになつておるか。その需要量と入手の比率で以て増産がどれだけできるかできないかという判断ができるわけですが、勿論割当入手も大事であります。それよりも以上に需要量と入手量の割合が必要であります。

その需要量が不親切にもこの表に載つておらないわけでありまして。そこでどうにか至急當局におかれましては、参考資料といたしまして、需要量の数字並びにその比率をお示し願ひたいと思ひますが、如何でございましょうか。

○政府委員(石坂善五郎君) お答えいたしたいと思ひます。石炭關係におきまして今年度における鉄鋼の今年度における第一・四半期であります。需要量が七千五百トンになります。これに對します割当が五千五百トン、従ひまして需要量と、割当とのパーセントは七三ということになります。第二・四半期におきましては、需要量が五千九百トン、これに對しまして割当が五千トン、割合が八五に相成つております。第三・四半期におきましては、需要量が七千二百トン、これに對しまして割当が五千トン、割合が七〇、鋼材に關しましては、第一・四半期が二万五千九百トンでありまして、これに對する割当が二万一千トン、割合が八一、第二・四半期におきましては、二万五千トンの需要量に對しまして、二万二千トンの割当であります。比率は八八、第三・四半期におきましては、同様二万五千トンの需要に對しまして、二万二千トンの割当であります。割合が八八、各品目申上げますか。

○平岡市三君 余り早くお読み下さいますものから、どうも頭が悪いのでございまして。記憶ができませんで……。

○委員長(船橋平太郎君) プリントして、この次のときに書いて出して貰ひましょう。

○政府委員(石坂善五郎君) 前回御覽

労働者の生活改善が上から下からいかにして
ますから、私は是非にこれによつて
（ききか未詳になつてゐる。その次第
と入手量の割合が必要であります）
○政府委員（石炭第五郎君） 前同御覽

に入れましたと考へておりますが、昭和二十二年第一、第二、第三、四半期主要物動資材表というものがあつたが、二十二年の十月十五日作成いたしましたので、御覽申上げた、こういうふうな考へておりますが、お手許に参つておりませんか。
○平岡市三君 この表だけ頂いておるのですが、この中に需要量はないのでございませう。それは頂いてないのです。
○委員（石炭第五郎君） 平岡委員、今の表は前に配付されておるようです。

○平岡市三君 需要量の入つてゐる表は頂いておりません。割当入手の表は頂いております。
○下條委員（い）や、ここには需要量の入つた今政府委員の読んだのはあります。私共貰つております。
○委員（石炭第五郎君） ない方にはいづれ又お配りいたします。

○平岡市三君 そのことはどうぞ一つ……私大抵休まないで来ておるつもりです。その需要量に対する入手の割合というものが第一、四半期と第二、四半期と比較した見ますと、大体パーセンテージは非常に少なくなつておるようございませうが、事実そうございませうか。ちよつとお聞きします。

○政府委員（石炭第五郎君） お答えいたします。この需要量と申しておりますのは、各炭鉱からの要求は、非常に実は膨大なものが現れておるのであります。それはやはり過去のその炭鉱の使い方というものを十分考へまして、各商工局で査定をいたしまして、それを集計したものを需要量といふ

うに考へております。それから需要量自体につきましても、相当の安全率を考へて、各商工局で査定したてておりますので、従来の原單位計算から申しますと、相当上廻つた資材が要求されております。それから割当に關しまして、従来の原單位から申しまして、相当上廻つて、要するに坑内の復旧なり、更に機械化、こ

ういつた点を十分考へて割当をいたしたい、こういうふうな考へております。例えて申しますと、鋼材関係におきましては昭和十四年、十五年、十六年、この三年の平均を考へても、出炭トシ当りの鋼材は一キロ八百グラム程度使つております。これに對しまして昨年度は出炭トシ当り三キロの割合で割當をいたしております。本年度におきましては、第四、四半期はまだ決定いたしてございませうが、仮りに第三、四半期の二万二千トンと同様に考へ

ましても、二キロ八百七グラム程度の割當、こういうふうな相成つております。従いまして相当過去の実績から考へますれば、坑内の復旧程度を相當に見込んだ割當をいたしてゐる、こういうふうな私たちも考へております。又さう御了承願ひたいと存じます。

○平岡市三君 我々が今伺ひたいは、又自分が調べた調査によりますれば、需要量と入手量の割合は、セメントが約半分、後は極めてパーセンテージが悪いわけでありませう。そこで殊に第一、四半期と第二、四半期とを比べて見ますれば、需要量と入手量の割合は私の調査によりますれば、低下したようなことになつてゐるわけでありませう。殊にこれらの資材といふものは、御承知の通り今日非常に電力が

低下いたし、その他の今日の經濟狀態から考へますと、政府が予定したてておりますところの二十三年度の各資材の割當数量といふものは、絶対に入手不可能のうちに、考へられるわけな

んでございませうが、その点は如何でございませうか。
○政府委員（石炭第五郎君） お答えいたします。先程第一、四半期の入手に對して、第二、四半期の入手は非常に少いじやないか。先般御配付いたしました資料は、第二、四半期の分は、八月末を以て締切つた数字でありませうが、従いまして第二、四半期の分は七月と八月分と、この二ヶ月しか計算いたして

おりませうから、さう御承知を願ひたいと思ひます。
○平岡市三君 そのことはこの前伺ひして分つておりますのでございませうけれども、自分が石炭工業会の方の数字で別に算出して見たのであります。が、實際からいへば、やはり少なくなつておるのです。あなたの方のお調べでは、それが少なくなつていないのでございませうか。

○政府委員（石炭第五郎君） 第三、四半期のまだ九月分の報告が実は参つていないのでございまして、僅かに今六十枚炭鉱しか参つておりません。この割合につきまして六十枚炭鉱が出炭に占める割合から算定いたしまして、今数字の計算をいたしておりますのでございませうが、いづれその点六十枚炭鉱だけの入手数字並びに、それが全炭の割合から考へて、何パーセントになるかという数字を作成いたしまして説明いたしたい、こういうふうな考へます。

それから來年度の資材がつまり非常に膨大で、現物入手が不安だ、こういうお話でありましたが、先般こちらで石炭廳から皆さん方に御配付いたしましたと思ひますが、來年の各資材の、石炭廳において予想いたしました生産額といふものを御配付いたしてございませう。石炭に必要資材は、來年度の数字につきましては、大體現在の生産額、物資の供給力から考へまして、石炭用の所要の資材は十分確保し得る、こういうふうな石炭廳といたしまして考へております。

○平岡市三君 昨日の朝日新聞を拜見いたしました。鉄鋼などは電力不足のために、十月は九月に比して二割も減産をいたしてゐるやうな狀況でありまして、電化の問題は、昨日商工大臣のお話を伺ひましたも全然、全然と申上げると言葉が悪いかも知れませんが、當分の間は改善されんやうな見込でありまして、ますます悪化するのではなからうかと思ふわけなものであります。九月と十月と比較して、鉄鋼二割の減産をいたしてゐるやうな現狀におきましては、皆様が以前割當数量を見積りしたものは、どうも私としては獲得できないやうに考へられるのであります。その狀況におきましても、その割當数量といふものは獲得できる確信がございませうか。

○政府委員（石炭第五郎君） 來年度の電力關係はどのような程度に参りますか、これは經濟安定本部の方で、各物資の全供給量といふものを御算定に相成るはずと思ひますが、昭和二十二年、今年度における主要生産資材の生産見込、さういふ、この供給量から考へまして、來年度はまあ政府といたし

ましても大體石炭に必要な分は大丈夫確保し得ると、さういふふうな考へておりますが、供給力はこれだけに決定されるかといふことは、これは目下經濟安定本部において策定中でありませうから、石炭廳といたしましては何とも申し難いと思ひます。

○平岡市三君 見解の相違であります。私が、私に國管は却つて經營費用を多くせしめ、且つ國庫の負担を増加するのみならず、却つて減産を惹起する虞が多にあるのではないかと危惧いたしておる者であります。その理由を申上げますと、一つの理由であります。今日においても政府に提出しなければならん書類は、極めて沢山なものであります。ここに書類を持つて來ておるが、このように、甚大な書類を、各炭山は提出しなければならんやうな實情になつております。今後この國管案が通過いたしますれば、勿論豫りに我々が提出しなければならん書類と重複する部分がありましようけれども、結局總体的におきましては、提出する書類も非常に多くなるのじやなからうかと思ふのであります。このことは、我々が戦時中書類の提出攻めに會ひまして、本業の生産を阻害せられ、且つそのために莫大の経費が増加いたしたやうなことはもう疾うに戦時中試験済みであります。さういふことを政府當局の方はいかに考へておられるか。尚、この企業の經營といふものは、最も能率的な形態をとらなければならんことは、これは申すまでもありません。ところが本法案によりまして、一例を業務計画に取つて見まして、非常な煩雜な手續をとらなくてはならんことになつております。即ち、石炭

局長から地方炭鉱管理委員会に、業務計画案作成上の基礎事項を定めて、これを生産者に提出する。生産者はこの原案を基礎として業務計画案を立てて、これを生産協議会にかけると。かけたものを石炭局長に廻すというふうな、その後それがいろいろの手続を経て参つておるようでありますが、大体我々が、國乃乃至國家管理と民営とを對比したしまして、常に非能率であるという誤りを受ける大きな原因は、かような工合になつて、いろいろの會議を開き、多数の認可、許可をとつて歩みます。いろいろの人間が集まつて協議をして、種々の決定をすることがいかに民主化であるかのように考へておられるかも知れませんが、かような煩雜な手続をとつておるのでは、到底能率の経営はできるものではありません。事業の経営というものは、常に時期を失わず適切な施策をとつてこそ能率が上がる、毎四半期ごとにこ

ういうふうな會議を開いて書類を提出しては、到底我々は能率は上りはしないと考えております。却つてこのことか経費を多くし、そして官吏の方が非常に多数になつて國庫負担が非常に大きくなるのじやなからうかと思つてあります。聞くところによりますれば、まだ聴こうと思つて時間がありませんでお聞きすることができませんでしたが、相当金額が追加予算として計上せられるかに聞いておりますのであります。どのくらい、その追加予算として、この國管案通過の場合の経費を御計上になつておるか、こ

ういふ煩雜な手続を踏んでも、且つ又能率が増進できる御確信があまりにない

りますかどうか、お聴きたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 只今の御質問は、平岡さんが冒頭に述べられたように、見解の相違かも知れませんが、言われましたが、誠に見解の相違であると思ひます。即ち、計画経済、自由経済といふものの根本的な考え方をい

うものが、平岡さんの御質問になつておると思うのでございますが、併し私の信ずるところによりますれば、この國家管理が施行されましたに於いて

も、大体從來のあり姿のままを變更することはそう多くないのでございまして、従つて書類の問題においてもその

点は特に触れようと思ひません。むしろこの法案通過の際におきまして、現状の把握ができればできるだけさういふ書類の提出、その他煩雜な手続といふものは解消されるものであると、このように信じている次第であります。

尙國管案は、これは四月一日から施行されるのでございまして、従つて只今追加予算におきまして國管案が施行された場合の予算といふものは出しておりません。ただ僅かに國管案施行の準備のため若干の予算はありますが、それは極く僅かなものでござい

ます。

○平岡市三君 商工大臣はこの前石炭局長及び炭鉱管理者には炭鉱に練達の民間人を採用せらるゝと申しておりました、又修正案の第四十六條の第三項には「各石炭局長の局員の定数の過半数に相當する局員は、石炭の生産に關し

る學識経験ある者及び石炭の生産に關する學識経験ある官吏の中から、命ぜられた者でなければならぬ」といふうに規定いたしておられます、全國炭

鉱管理委員会の委員につきましては修

正案第五十三條第二項にそれらの規定がありまして、又地方炭鉱委員會の委員につきましては修正案第五十五條にそれらの規定があります。同一炭

鉱に少くとも二、三年以上従事したておられなければその炭鉱の経営に参加する資格がないと言われておる特殊性ある石炭事業におきまして、どうしてかかる適切な、万能的局長、炭鉱管理

者及び全國及び地方の炭鉱管理委員を得ることは殆ど不可能ではなからうかと思ふのであります。むしろ國管によらずして、政府が積極的に援助の手を延ばしまして、特定、鉱山の特殊性に明

るい練達の事業家、局長、従業者が自由選定に却つて働いた方が能率的で、効果的ではないか、こう考へるのでござい

ますが、こ

ういふうな練達の土が多教政府といたしましては得られる御予定でござい

ます。又お伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 誠に平岡さんの申されたように、結局こ

ういふうな規則を作りまして果して練達能力の士が得られるかどうか、適当な人が得られるかどうかといふところ

にこの法案運用の運命がかかつておると思ふのでござい

ますが、又我々

いたしましては全力を盡してなした

と思ひます。ただ私見を申し上げます

ならば、石炭局長なら局長、九州の石炭局長なら局長といふものが九州の地

方の石炭企業家の労働双方から納得のできる人を共同推薦して石炭局長とい

ういふうなものを決めたいと思つてお

ります。更に又石炭局長に關しまして

もそれ

州地方なら九州地方の労働關係が納得できる人で石炭局長といふものをば構

成したい、このように考へております。

この点に關しまして全力を盡して、野に遺賢なからしめるようにいたしたいと考へております。

○平岡市三君 大臣は本法案は極めて民主的であるという説明をされましたが、私から見ますれば、強力なる官僚

統制であると考えられるわけであり

ます。例へば本法案に命令という事項が非常

に多いわけであり

ます。そこでいろいろ調べて見ますと、これは申し上げても

非常に繁雜でありまして、第五

條、第七條、第十二條の第六項、第十

七條第一項及び第三項、第十九條、第

二十條の第二項、第二十一條、第二十

五條、第二十八條、第三十五條、第三

十八條、第四十條、第五十條、第五十

八條、こ

ういふうなものは「命令」の定めるところにより」又は「命令で定め

る」「こ

ういふうになつております。

本法案では明確な姿を見せておりませ

ん。且つ法律の中に多くの命令事項を掲げていることは、私から見ますれば

繁雜極端であり、官僚統制の弊を現わすものと考へておるわけであり

ます。これが大臣は民主化であるといふ御説

明を加えておられますが、私から見

ますれば、これは却つて民主化でなく

て、事實は強力な官僚統制で、而もこれが我々が戦時中非常に悩まされた官僚統

制の弊を又再現するんではないかと、こ

ういふ杞憂を持つておるものでござい

ますが、これについて大臣の御答弁を煩

わしたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) この前よ

く法律を作りますときに、勅令に譲る

とか何とかいうことがありましたが、こ

の「命令」に定めるところにより」と書

いてありますが、これはどういふもの

かといふことは、お手許に差上げまし

た資料によりまして御了解をお願い

と思ひます。つまり法律を御審議を願

うと同時に、その命令の内容を明らか

にしたのでございまして、從來のよう

に法律だけは通して貰ひ、そして大

幅の命令事項を残して置いて、閣から出すといふようなことはしてござい

ます。この法案によつて「命令」の定

めるところにより」といふ内容は、全

部お手許に差上げました資料によつて

御判断をお願いしたいと思ふ次第であり

ます。更に又官僚統制といふお言葉を引

いて、これに關する私の意見を求めら

れたのであります。よくまゐる人は官

僚統制と申しますが、私はあの戦時時

分の官僚統制には大きな二つの特徴が

あると思ひます。それは一つは軍部を

背景としておつたといふこと、いま

一つは指導者原理によつてその官僚の

行政が運営された、この二つがいわゆる

官僚の統制の大きな特質であつたと思

ふ。ところがこの度のいわゆる法案

といふものは、勿論軍部の背景のない

といふことは言うまでもありません

が、いま一つの大きな特徴である指導

者原理といふものは、全然拂拭されま

して、商工大臣は全國炭鉱管理委員會

によつて制約を受け、更に又石炭局長

は地方炭鉱管理委員會によつて制約を

受けまして、その発する命令といふも

のそれらの皆をさういふ委員會に諮

つてやらなくてはならぬのでござい

まして、戦時時分の官僚統制のように、

官僚の指導者原理に基く強制的な命令

事項といふものは、この法案には一つ

もないのでござい

ます。勿論ただこ

ういふうなことをやつて行く場合にお

いて、いわゆる責任の所在といふもの

が問題でございますが、或いは責任は複数である方が民主化であるというより、一考えも一部にはありますが、私の考えは責任の所在は飽くまでも単数でなければならぬ、而もこの単数の責任の所在が民主的に運営されること、が、本當のいわゆる民主主義である、このように考へて、それ、の管理委員会、或いは生産協議会というものを附け加えたのでございまして、その点は十分に一つ御了解を願いたいと思ひます。

○平岡市三君 勿論本法案におきましては、管理委員会或いは生産協議会がありまして、これによつて民主的であるということ、これは私も納得が行きますが、にも拘らず今申述べましたような多数の命令事項があるということにおいて、私はこれは官僚制、相対強力な官僚制であると考え、であります、それは見解の相違でありますから、逐條審議のときに又伺ひたいと思ひます。そこで命令の問題が出ましたから、それとかけつと御質問いたすのですが、改正案の第二十條に「監督上必要な命令を、又は必要の指示をすることができ、」この命令と指示の両者の限界点、或いは相違をいかに考へておつておられますか、御質問いたします。

○政府委員(平井三郎君) 二十條の規定は、指定炭鉱に對しまして石炭局長が業務計画の實施上必要がある場合に命令又は指示をいたすというふうに規定してございまして、命令と指示の違ひは、両者の命令又は指示によつて損失が生じた場合におきましては、命令にとりと指示にとりとを問はず補償という問題が生じて参ります。

罰則におきまして命令に違反した場合には、刑事上の罰則もつきますが、指示の場合につきましては、いわゆる罰則がないわけでありまして、即ち指定炭鉱につきましては、業務計画を石炭局長が指示したとして、その業務計画に従つて事業主、炭鉱管理者が業務を運営して行く、その間一般炭鉱と違ひまして、一般炭鉱に對するよりもより強い、いわゆる普通の言葉で言へば指圖といふものがございまして、これを一々いわれる罰則のついた命令を以て運用して参るといふことも如何かという意味で、指示といふ制度を設けた次第でございまして。

○平岡市三君 私、命令に對しては罰則規定があるが、指示に對しては罰則規定がない、これはここに重大な相違があるであらう、こゝういふ意味で序にお伺ひいたしましたわけでありまして、又この点につきましては、逐條審議のときに伺ひたいと思ひます。今一つ二つお伺ひして自分の責を察したいと思ひますが、これは逐條審議にも関係がありますけれども、總体的に非常な関係を持つたにお伺ひいたすわけでありまして、即ち第一條であり、はが、政府では、産業の復興、経済の安定といふことをどういふふうにお考へておつておられますか、而してこの産業復興、経済の安定が我が國において何年くらいにおいてこれが達成されるか、その御想像、御所見を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 平岡さんの只今の御質問、なかなかむずかしい問題でございまして、果して御納得が行くかどうか知りませんが、大体この

法案の狙いで、言つておる産業復興と経済の安定といふことは、勿論現在のこの悪性インフレーションの日本の経済危機をば打開するためには、財政上において、思い切つたデフレ政策を打つことは、言ふまでもございませんが、併し又他面産業面においては、思い切つた生産の増強をやつて行かなくてはならぬと思ひます。この法案の狙ひは生産の増強です。それをば、石炭の生産力増強を中心としたとして、日本の全体の生産の向上を図つて行つて、そして産業復興と経済の安定といふものに資したいと思つておる次第でございまして、それでは一体日本の経済は、どのくらいの年数を経れば、産業の復興と経済の安定に至るかといふことでございまして、我々はこの法案を出すと共に、大体石炭の五ヶ年計画といふものを作定いたしました、大体出炭四千二百萬トン、カロリー六千、このくらいの程度に達して、初めて日本の経済は、國內的に達して、國際的にいへば、バランスがとれる問題である、このように考へておられます。

○平岡市三君 今大臣の御説明をお伺ひいたしますと、産業の復興、経済の安定が、大体五ヶ年くらいで以てできるんじやないかと、こゝういふふうにお見越しのやうであります。ところが修正案の六十四條を見ますと、この法律の有効期間は三年とすと、こゝういふふうには書いてあります。但し、その期間満了の際における経済事情により特に必要があるときには、これを延長することができると、こゝう書いてあります。ところが第一條におきましては、産業の復興と経済の安定に至るまでの緊急措置としてあります。大臣が申し

ます通り、五ヶ年間くらいで安定に至らうといひましたすれば、なぜ六十四條の有効期間を五ヶ年間としたかつたのでございましょうか。その意味を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 五ヶ年掛るところをできるだけ三年でやろうと、馬力をかけるのがこの法案の目的です。(笑)

○平岡市三君 それがあなたの願ひであります。法文に現わす場合に、こゝういふ願ひはなさらん方がよいと思ひます。五ヶ年間と確信するならば、五ヶ年間とすることがよろしいのでありまして、あなたのお仰しやることは政策の問題でありまして、これは法律であります。五ヶ年かかるのであるならば、五ヶ年とお書きになるのが一番適切であると思ひますが、その点につきましては、これは逐條審議になりますから、その節篤とお伺ひすることにいたします。

○國務大臣(水谷長三郎君) その点は、大体五ヶ年といふのは、これは一應の目安です。いろ／＼あなたには、どういふふうな人に聞きましたも、五ヶ年なら五ヶ年、七年なら七年といふことを決めるのは、これは確定することはいふづかしい。皆一應の目安しか決まらんのであります。故に従つて第六十四條におきまして、一應三年と決めましたが、そのときの経済事情如何によつては、そのときは延長して行く。これは極めて含みのある、弾力性のある規定を作つたのでございまして、その平岡さんからお叱りを受けるような規定ではないと思つております。

○平岡市三君 もう一つだけお伺ひいたします。この法案は、緊急措置であります。増産の緊急対策であります。にも拘らず、この施行がこれ又四月一日からになつております。なぜこれを即刻施行するようにお定めになられたか、四月一日まで施行をなぜ御延期になつたか。却つて早い方が御準備、その他、即ち増産に拍車をかけることにおいては、早ければ早い程よい、こゝういふふうに考へられるのでございまして、なぜ四月一日にお決めになつたのか、その理由をちよつとお伺ひいたします。

○國務大臣(水谷長三郎君) それはあなたのお仰しやるように、早い程よい、こゝういふような調期的な法律をば、有効適切に運用して行くといふために、一定の準備期間が、これは必要であらうと思ひます。大体この法案が、幸にして、國會を通る期間をめぐに置きまして、三、四ヶ月の猶予期間は、石炭の構成その他におきまして、是非必要であると考えて、四月一日を施行の日にしたのでございまして、併しなからその四月一日まで、我々は手を拱いて待つてゐるのではないのでありまして、いろ／＼これまで御説明申し上げました、臨時金融、或いは特別調査團、或いは非常時増産対策要綱等、それれれ手を打ちまして、さて四月一日になれば、完全に、全面的にこの法案が滑り出すように準備をしてゐるのでございまして、その程度の期間は十分認めて頂かなくてはならないと思ひます。

○委員(稲垣平太郎君) 皆さまに御相談でございまして、大体一般的の質疑は、一應この辺で打ち切りまして、そうして次回からは、逐條の審議に移つたら如何かと思ひます。勿

ります。増産の緊急対策であります。にも拘らず、この施行がこれ又四月一日からになつております。なぜこれを即刻施行するようにお定めになられたか、四月一日まで施行をなぜ御延期になつたか。却つて早い方が御準備、その他、即ち増産に拍車をかけることにおいては、早ければ早い程よい、こゝういふふうに考へられるのでございまして、なぜ四月一日にお決めになつたのか、その理由をちよつとお伺ひいたします。

論一般の質疑を全然打ち切るという意図ではございませんので、只今までの御質疑の間に、逐條的なことの御意見も出ておるようでありますし、又逐條の場合に、一般的の質問にあつては、順序としてもよろしいかと思ひますが、順序といたしまして、次回から逐條的な審議に移らして頂いたら如何かと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○大屋三三 誠に奇怪なる委員長の御提案を拜しまして、驚く次第であります。御承知の通り、衆議院であれ程杜撰な形を取つて参りまして、國民の大多数の人々が、この参議院が、いわゆるエルダー・ブラザーズ、上院の性格を帯びて、而もその参議院の諸君は、やはり職能代表的の素質を備えてゐるのであります。果してこの参議院は、いかなる態度を以てこの法案を審議するかという事は、天下あまねく國民諸君の耳目を聳動しておるところであると私は信ずる次第であります。

衆議院からこの法案が当院に正式に参りましたのは、いつでございますか。去る二十七日でございます。二十七日から今日まで僅かに三日間でございます。成る程予備審査は、これは私どもは、相当の期間これを費しましたが、これは殊更に角を立てて申上げる必要もございせんが、予備審査と本審査では、委員諸君におかれまして、又主管の水谷さんその他政府委員の諸君におかれまして、その意氣込が違つたのであります。又この法案の御説明を願う点につきましては、まだ主管の水谷さんに数日を御足労を願つたに過ぎないのであります。私は本委員会に、予備審査におきまして、片山首相、その

他関連の米澤大臣に、一回御出席を願つたばかりで、首相には、まだ一回も御出席を願つておりません。且つ又安本長官、栗栖大蔵大臣、或いは苦米地運輸大臣その他の方々に對しても、かすかすの関連の質問を持つておるのであります。然るにこの辺で總括的質問をお打ち切りとは何事でございますか。私は委員長に慎重なるお計らいをお願いしたいと存する次第であります。

○委員長(稻垣平太郎君) 只今大屋委員のお話は、非常に私の申し上げたことを誤解なすつておいでになるのではないかと存じます。私は一應という言葉を申上げ、又先程申し上げましたように一般の御質疑の間に逐條の御意見も可なり出ておるようでありますし、又逐條の御意見の間に一般の御質問におかえりを願ひましてよろしいのでありますから、一應この程度で打ち切りまして、逐條に参りまして、尙改めて引返して一般の質疑に移つてもよいのではございませんか、その方が逐條を審議した上で、尙一般に戻るといふことが余計に冗細にこの法案を審議するといふことに相成りほしくないのだから、且つ御承知のように会期も僅かしかございせんので、我々勉強してできるだけこの法案を審議したい。かように存じますので逐條の方に先ず移つて、それから又一般に返つたらどうかと、かように存じまして、一應打ち切るということ申上げた次第であります。全般的の審議を打ち切るということと私は申したわけではないのでありますから、誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

○大屋三三 私も左様に解釈して実は申上げた次第であります。主管の水谷さんはお心易い仲でありますから、逐條審議の場合にもお越し願つて結構なのであります。その他の大臣諸君に逐條審議の時にですね、行つたり来たりして貰うのは甚だ氣の毒と存じまして、心易い水谷さんはもう暫くお願いするとしても、又且つその他の大臣諸君も日を決めて、何日に外の大任がおいでになる、そのときは水谷さんは連日お疲れでしょうから成るべくお休みを願うということにして、もう少し私は続けて總括論をやつて、そして逐條に勿論入つても、逐條に限界されべきものでありませんから、いろいろ議論は諸君の自由にしたすことは勿論であります。もう少し總括的な質問を總理大臣、大蔵大臣、運輸大臣、安本の和田君、それらの人々に私はしたい氣分が旺盛しておる次第でございます。どうぞさうにお取計らい願ひたいと思ひます。

「賛成」賛成と呼ぶ者あり」

○帆足計君 私は会期も迫つております。やはり全体の議事の進行につきましては委員長から委員の皆さまに一つお諮り下さいまして、さうして会期と睨み合せてこれを進行させませんければならんと存じます。勿論重要な法案でありますから、相当質問もそれぞれありでございますし、よくあれども、同時に会期の点も考慮して睨み合せ逐條審議の方に移りますことは、私は安当であらうと存じます。大屋さんの御意見も御尤もな点があり、我々も共鳴する点もございしますので、總理大臣その他をお呼びしたときには一般の質疑をして、これと並行して頂いてさうして商工大臣に對する逐條審議をお始めになつた方がよくはなからう

かと私は思ひます。従いまして私は委員長に御提案に賛成です。

○小林英三君 今委員長から總括的の質問を一應打ち切つてはどうかという意見でございますが、私は第一回のこの修正案に對します。去る二十六日の第一回の委員会におきまして、委員長に希望しておいた。私の希望を申し上げましたことはよく委員長は御承知であります。第一回の委員会は二十六日でありました。これはミスプリントの件で殆んど審議したしておりました。それから第二回は二十七日でありまして、僅かに二時間、第三回は昨日でありましてこれも約二時間ばかりでありました。今日は二時半から只今まで一時間半であります。通計いたしますと僅かに時間におきましては七時間近所しかいたしておらずと私信じております。このくらい程度でこの重要法案の審議は衆議院においては未審査といつてもいいような状態にあつたのであります。これを只今から總括的質問を打ち切るお考えのあることは、私が最初委員長に希望いたしました趣旨には全然反すると考へております。もう少し總括的の質問があると思ひます。

○委員長(稻垣平太郎君) いろいろ御意見がありました。さうでございますが、私はこれを先程言ひましたが打ち切つてしまふという意味ではないのであります。先程大屋委員の御意見がありまして、先程總理大臣なり或いは安本長官なり、運輸大臣でございしたか、労働大臣は一度見えたように存じております。さういふ方々の御意見を聴くこともさういふ大臣に御質問のある方々は御質問して頂くことも非常に結構だと思ひますが、会期の関係もありまして、逐條の審議もやる。同時にさういふ大臣方にお見えを願ふように連絡をいたしまして、御都合がございました場合は、一般質問をやる。並行的に一般質問、逐條審議というのをやらして頂いたら如何かと思ひます。が、如何でございましょう。

○濱田實藏君 先程の委員長の御説に賛成いたします。委員会の初めにおきまして、小林さんなり中川さんなり参議院は非常に慎重にこの法案を審議しなければならぬということを経返し申されたのであります。誠に御尤もであります。大屋さんの只今言われた大蔵大臣、それから安本長官その他に對する御質問も勿論これは必要だと思ひます。委員長の言われたように、毎日連絡して頂いて、とにかくに必ず總理大臣、或いは大蔵大臣、或いは安本長官に出て頂いて、委員会の開会費頭においては一般質問を、總括的質問を行い、それが済めば直ぐ引續いて逐條審議を行ふ、かように並行して行くことが、國民がこの参議院の本法案の審議するをば望んで見ております。さうであるから、我々は短かい期間を有効に使つて、而して参議院の勉強振りを大いに國民諸君にも認めて頂きたい、かように考へておるものであります。どうか一つ皆さん委員長に御説に御賛成を願ひたいと思ひます。

○委員長(稻垣平太郎君) 如何でございましょう。大屋さんにお尋ねいたしますが、總理大臣、大蔵大臣御一緒というのなかなか皆さん御一緒に來て頂くということもできないと思ひますが、個々でもよろしいと思ひますか。

それと同時に大蔵大臣、首相、或いは運輸大臣というように御一緒であられは……。

○大屋三三 それは第二の問題でありまして、私は兎に角水谷さんが言われておられる通り、この炭鉄法案は組織法でありまして、これのつまり意図する所は石炭の増産ということにあることは勿論であります。然るに委員諸君においてしばしば「いろ／＼」なことが論議されましたが、実は私自身も一回石炭の生産の面の一部分に対して御質問しただけで、先賢諸君に、同僚諸君に、チャンスをお與えて、まだ本式の質問はまだ一回もやつておりません。そして現在の石炭業に対する本質的分析という点に対してまだ甚だ不十分なのであります。その意味におきまして勿論私もかような発言をいたしましても会期の短かいことは十二分に承知をいたしております、苟も眞摯なる参議院議員といたしまして、会議を時間を稼ごうなどという卑屈な考えは毛頭ないのであります。然るに私の意図する所は逐條審議はむしろ相当の勢いで……、私は本質論的分析議論が十分に練れておりますならば、相当にスピーディーにものが運ぶと思つてゐる見解に立ちまして、もう少し総括論を主体といたしまして適當のときに逐條に入り、且つ逐條と総括論を併用してやるという方式を採用願ひたいと飽くまでさように考える次第であります。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○宿谷一君 大屋委員の仰しやる通り、この案がここに通り著くまでには衆議院の方においても生みの悩みに言いますか、非常に陣痛で委曲的手術によつて殆どここに辿り着いたというよ

うな感じがして、それが完全兒であるか不完全兒であるかという全体問題について今調査をやつておるのであります。そこで委員長のお氣持も我々十分了承できるのであります。一應さういう形をつけまして、全体問題に対する質疑も差支えるようなことも出るという意味でこの逐條審議にどれくらい時間を要するか、一般問題についてもどれくらい時間を要するかというところをここで一つ御相談の上大体お決めになつたらよろうかと思ふのですが、仕上げはいつまでにしたいかということですが、締結を先にお決め願つてその範圍でお互いできるだけ、時には徹夜してもこれはやらなければならぬ問題であるかと思ひます。事の成果は可決しますか、修正するか、どういふ恰好になるか、まだ皆さんが全体問題についてお尋ねしておる最中でありまして、もう一兩日ぐらひはこの状態においても間に合ふのではないかと、私は感じを実は抱いておるので、その分重の点を科学的に一つ御相談をいたして貰ひたいと思ひますので……。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(稲垣平太郎君) 只今の宿谷委員の御提言御尤もだと存するのであります。それは今後日程につきましては理事の諸君と御相談いたしまして、本日の日程を御協議の上取決めるということにいたしましたよろううございませうか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(稲垣平太郎君) それぢやさういふことに取計らわして頂きまして、月曜日は午前十時から開きたいと存じます。本日はこれにて散会いたします。

ます。

午後四時二十二分散会

出席者は左の通り。

委員長 稲垣平太郎君
理事 下條 恭兵君
小林 英三君
川上 嘉市君

委員

大島農夫雄君
カニエ邦彦君
濱田 寅藏君
村尾 重雄君
荒井 八郎君
大屋 晋三君
寺尾 豊君
平岡 市三君
堀 末治君
入交 太藏君
岩本 哲夫君
林屋龜次郎君
深川榮左衛門君
佐伯卯四郎君
宿谷 榮一君
玉置吉之丞君
帆足 計君
細川 嘉六君
國務大臣 水谷長三郎君
政府委員 商工大臣 石坂善五郎君
商工事務官 石炭廳資料局長
商工事務官 平井富三郎君
商工事務官 石炭廳管理局長

昭和二十三年四月十九日印刷

昭和二十三年四月二十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局